

## ○岡山商科大学告発に関する調査委員会内規

(2015年3月26日 制定)

### (目的)

第1条 この内規は、岡山商科大学教職員倫理委員会規程第7条第5項に基づき、岡山商科大学告発に関する調査委員会（以下、「調査委員会」という。）について定める。

### (構成員)

第2条 委員会の委員は、学長が任命する者をもって構成する。

2 委員長は学長が指名する。

3 委員長は、必要に応じ会議を招集し、議長となる。ただし、委員長は、委員の3分の1以上が附議事項を示して要求したときは、会議を招集しなければならない。

4 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

5 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

6 研究に関する不正について調査等を行う場合、学外有識者を加えなければならない。学外有識者は事案ごとに依頼し、その取り扱い終了をもって任期を終える。

### (成立等)

第3条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議決を要する場合は、出席者の3分の2以上をもって決する。

### (守秘義務)

第4条 委員は、告発内容について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任後も同様とする。

### (報告)

第5条 委員長は、調査、検討の結果を、岡山商科大学教職員倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）へ報告する。

### (事務)

第6条 この内規に関する事務は、総務企画課が行う。

### (改廃)

第7条 この内規の改廃は、倫理委員会の意見を聴き、評議会の議を経て学長が行う。

### (その他)

第8条 この内規に定めるほか、必要な事項は別途定める。

## 附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。